

令和7年度千葉工業大学 災害見舞奨学生募集要項

申請時期 令和7年4月7日（月）
～令和8年2月27日（金）必着

この災害見舞奨学金制度は、本学の学生又は家計支持者が居住している家屋が災害で損害を受けた場合に、奨学金給付により修学を側面から支援することを目的とします。なお、この奨学金は返済する必要がありません。

- 出願資格 -

- (1) 本学の学部又は大学院に在籍する学生。
- (2) 令和7年1月から令和8年2月までに、当該学生が居住している家屋又は主たる家計支持者が生活の本拠として居住している家屋が火災、風水害、地震等で損害を受けたことが公的書類（り災証明書）により証明できること。
- (3) 損害発生後3ヶ月以内に申請すること。

- 給付額 -

20万円を上限とする。

- 申請方法 -

所定の申請書を千葉工業大学ホームページからダウンロードし、次の提出書類と併せて申請期間内に**提出（郵送可）**する。

▼提出書類（一旦提出した書類はいかなる事情があっても返却しません。）▼

- (1) 申請書（学生本人が記載【保証人に記載してもらった項目がありますので、余裕を持って準備してください】）
- (2) 成績証明書（申請時点に発行される最新のもの）
- (3) 災害見舞奨学金給付金口座指定書
- (4) 公的機関が発行するり災証明書（コピーでも可）

【提出方法】津田沼及び新習志野教学センター窓口又は郵送にて提出して下さい。

【提出先・問い合わせ】3・4年生・大学院生：津田沼キャンパス 1号館1階 津田沼教学センター学生担当

TEL:047-478-0230 / Mail:gakusei-stf@p.chibakoudai.jp

1・2年生：新習志野キャンパス 12号館1階 新習志野教学センター学生担当 TEL:047-454-9756

【郵送先】〒275-0016 千葉県習志野市津田沼 2-17-1 千葉工業大学津田沼教学センター学生担当 宛

※必ず記録の残る方法（レターパックや簡易書留等）にて「災害見舞奨学金申請書類在中」と記載し、郵送して下さい。

- 選考方法 -

提出書類により、り災状況を確認のうえ選考し、採用の可否及び給付金額を決定する。

（給付者が多数となった場合は、減額することがあります。）

【給付の取り下げ】

次のいずれかに該当する場合は、奨学生としての資格を失うものとし、原則として給付した奨学金の返還を求める。

- (1) 学則により懲戒処分を受けたとき。
- (2) 申請時に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。